

| | | | |
|---|---------|------|-----|
| 授業科目名 | 刑事司法と福祉 | 単位数 | 2単位 |
| 担当教員名 | 伊東享子 | 担当形態 | 単独 |
| 実務内容 (実務家教員の場合) | | | |
| 「学位授与の方針」との関係 | | | |
| DP2.共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現、等の専門的知見を得ることができる (専門知) | | | |
| DP4.個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけ実践することができる (実践力) | | | |
| 授業のテーマ及び到達目標 | | | |
| 刑事司法の流れを学び、その中で社会福祉士等にどのような役割があるのかを知る。そのために刑事司法に関わる、法制度や関連機関等の役割について理解する。 | | | |
| 授業の概要 | | | |
| 社会福祉士・精神保健福祉士の任務の中に、責任能力が低下・喪失した社会的弱者が、社会で福祉に繋がっていなかった等の理由で犯罪を犯してしまった場合、再犯を犯すことなく、地域に定着し生活できるような環境を創るというものがある事を知る。重篤な精神障がい者が対象となる場合は医療観察法で、それ以外の触法行為者が対象者がとなるのが更生保護法であり、各々の法律でその処遇を考える。 | | | |
| 授業計画 | | | |
| 第1回、近年の動向とこれを取り巻く社会環境 | | | |
| 第2回、刑事司法（警察、検察官、裁判所、矯正施設、社会復帰の一貫した流れ） | | | |
| 第3回、少年司法（犯罪少年、触法少年、虞犯少年、家庭裁判所とのかかわり） | | | |
| 第4回、更生保護制度①（歴史、目的、手続、関連機関との連携、特別調整） | | | |
| 第5回、更生保護制度②（仮釈放等、保護観察付執行猶予） | | | |
| 第6回、更生保護制度③（保護観察、生活環境の調査・調整、更生緊急保護） | | | |
| 第7回、更生保護制度④（更生保護を担い手） | | | |
| 第8回、更生保護制度⑤（団体、専門職等の役割と連携） | | | |
| 第9回、恩赦（特別恩赦、個別恩赦） | | | |
| 第10回、医療観察制度①（制度の概要） | | | |
| 第11回、医療観察制度②（審判・処遇の流れと内容） | | | |
| 第12回、医療観察制度③（関係機関と専門職等の役割と連携） | | | |
| 第13回、犯罪被害者等支援（犯罪被害者の法的地位・制度、更生保護における犯罪被害者支援） | | | |
| 第14回、刑事司法における福祉の役割と今後の展望 | | | |
| 第15回、本講義のまとめ（刑事司法と福祉） | | | |
| スクーリングでの学修 | | | |
| テキスト | | | |
| 「刑事司法と福祉」(弘文堂) 2024年 | | | |
| 参考書・参考資料等 | | | |
| ・社会福祉六法2023（国家試験受験年には最新版の六法の購入を推奨する。） ミネルヴァ書房 | | | |
| ・刑事司法と福祉(中央法規社会福祉士養成講座 10) | | | |
| 学生に対する評価 | | | |
| レポート評価（50%）、科目修得試験（50%） | | | |